



室蘭工業大学

学術資源アーカイブ

Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive



文法単位としての文について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松名, 隆 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/625

文法単位としての文について

その他（別言語等） のタイトル	On the Sentence as a Grammatical Unit
著者	松名 隆
雑誌名	室蘭工業大学研究報告．文科編
巻	46
ページ	111-132
発行年	1996-11-08
URL	http://hdl.handle.net/10258/625

文法単位としての文について

松名 隆

On the Sentence as a Grammatical Unit

Takashi Matsuna

Abstract

So far there have proposed so many definitions of the sentence as a grammatical unit. Traditionally, except such grammarians as Jespersen, it was defined mainly in terms of its meaning content, such as complete meaning or complete thought, or its logical content, such as a combination of a logical subject and a logical predicate.

However, these content-based definitions were rejected mainly by structuralists because of the lack of objectiveness. These structuralistic approaches try to define the sentence in terms of its distributional independence or by way of phonological criteria.

In this paper, the author shows that these 'objective' approaches cannot wholly define the sentence as is induced from utterances, and then examines the three conditions of the sentence proposed by Motoki Tokieda. Then, in the final analysis, it is showed that these conditions do not recognize the sentence wholly and structurally in a cognitive sense, and, as a conclusion, the author's tentative cognitive definition of the sentence is proposed: the sentence is one or a set of unified construct(s) synthesized by the speaker's overall recognition of this (these) construct(s).

はじめに

従来の様々理論を背景とした文法研究において、文という術語が用いられ文の構造について多くの分析がなされてきたが、文法を理論として構築しようとするならば、その中核に位置すべき文について当然のことながら理論的な把握がなされていなければならない。しかしこれまでの様々な文法（言語）理論において、この文の把握が充分になされてきたであろうか。文を文法体系の中の一単位として明確に位置づけるためには、文という単位がいかなる意味で単位であるかが明瞭に示されていなければならない。

本稿では、従来のいくつかの文に関する説を検討し、さらに国語学者時枝誠記の文法理論における文論の展開を再検討しつつ筆者の文に関する見解を提出したいと思う。

1. 伝統文法における文の定義とその問題点

伝統文法といってもその文に関する扱いはさまざまであるが、ほぼ共通していることは、文を意味的に定義しようとしていることである。たとえば Sweetは、

(1) A Sentence is a word or group of words capable of expressing a complete thought or meaning.¹⁾

(2) A sentence is a word or combination of words capable of expressing a thought, that is a combination of a logical predicate with a logical subject.²⁾

と規定しているが、最初の定義ではcompleteの意味が構造的に明かにされていないという点で、伝統文法における文の意味的定義のひとつの限界が示されている。この点に関しては、Friesの次の見解が代表的なものであろう。

(3) The more one works with the records of the actual speech of people the more impossible it appears to describe the requirements of English in terms of meaning content.³⁾

また上の2番目の規定については、これもFriesが指摘しているように、⁴⁾ これでは次のふたつの表現、

(4) the dog is barking

(5) the barking dog

これらの一方が文で他方が文ではないとする根拠が明かではないという問題点がある。

さらにまた、主部あるいは述部を欠いている次のような表現の場合、

(6) Come!/ Yes!

(7) The more, the merrier.

これらについて彼は、(6)のようなものを'sentence word'、(7)のようなものを'sentence group'とよんでいる。⁵⁾ しかしたとえば(6)の'Yes!'のような場合、この表現から'logical subject'と'logical predicate'をどのように想定するのかが明かではなく、そのため彼はこのようなものを'condensed sentence'として次のように述べている。

(8) From a grammatical point of view these condensed sentences are hardly sentences at all, but rather something intermediate between word and sentence.⁶⁾

だがこれは、上の定義を維持せんがための解釈にすぎない。なぜなら'Yes!'という表現にどのように'logical subject'と'logical predicate'が'condense'されているのかがこれも明かではないからである。

またSweetの上述の意味的定義はFriesが指摘する点の他に、この定義ではどこまでが文でそれ以上は文とはいえないのかが明かではないという問題がある。すなわち、文の外延的規定が示されていないということである。

次にJespersenの文の定義である。

(9) A sentence is a (relatively) complete and independent human utterance -- the completeness and independence being shown by its standing alone or its capability of standing alone, i.e. of being uttered by itself.⁷⁾

これは、Sweetのように文を意味内容によって定義するのではなく、いわゆる'one-word sentence'⁸⁾のようなものをも、たんなる'ellipsis'ではなくひとつの文として扱うことを念頭においた定義である。ここでは、'standing alone'という形式的特徴を有する'utterance'が、この特徴によって示される'completeness'や'independence'によって文として定義されている。

このJespersenの定義は、形式的規定となっている点でSweetの意味的規定と

は異なるものでては、ここでは'standing alone'という形式的特徴をどのように認定するのか、さらにまた、'capability of standing alone'としているが、この'capability'はどのように判断するのかということが問題となる。

また一方において、この定義には意味的規定が欠けているという問題がある。言語に関わる概念規定においては、その意味と形式がなんらかのかたちで示されなければならないことは言うまでもないことである。なぜなら、いかなる言語表現であっても、それはなんらかの意味と形式の統一されたものとして存在するからである。もちろん検討を要するのはその意味と形式の構造であるが、その構造に分けている前提として、概念規定においてこの両面が踏まえられているか否かの確認を要するということである。

伝統文法においては、他の用語と同様に文に関しても主として意味的定義が様々に試みられてきたが、上で指摘されたような問題点のゆえに、その後より客観的な規定にむけて検討がなされてきた。しかしそこでは形式的定義の試みが主流となり、意味的規定を欠いた一面的な規定に偏った傾向がみられる。しかもそれは、'the methodological separation of semantics and grammar'⁹⁾として積極的に推し進められてきたものである。では意味的規定を考慮に入れずにはたして文というカテゴリーを全体として捉えることが可能であるのか次に検討してみたい。

2.Friesの文の定義について

彼はBloomfieldの次の文規定から出発する。

- (10) ...each sentence is an independent linguistic form, not included by virtue of any grammatical construction in any larger linguistic form.¹⁰⁾

ここからさらに発展させて、Friesは次のように文を規定している。

- (11) We start then with the assumption that a sentence(the particular unit of language that is the object of this investigation) is a single free utterance, minimum or expanded;i.e. , that it is "free" in the sense that it is not included in any larger structure by means of any grammatical device.¹¹⁾

ここでの'free'という用語の説明は、上のBloomfieldの文規定を継承したもので

あるが、'utterance'については彼は次のように規定している。

- (12) In this book, then the two-word phrase utterance unit will mean any stretch of speech by one person before which there was silence on his part and after which there was also silence on his part.¹²⁾

しかしここで注意しなければならないのは、この'utterance unit'が必ずしも'a single utterance'とはかぎらないということである。すなわち'utterance unit'は'silence'によって区切られた一連の'speech'ということになるが、その中には次の3種類が想定できるとしている。¹³⁾

- (13) A single minimum free utterance.

- (14) A single free utterance, but expanded, not minimum.

- (15) A sequence of two or more free utterance.

そうすると次に、では何をもって'a single utterance'と認定するのかという問題が出てくる。そこで彼は次のように述べている。

- (16) ...by a long process of comparing each utterance unit with many of the others, seeking recurrent partials, it was possible to separate those that consisted of single free utterances from those that consisted of sequences of free utterances.¹⁴⁾

さてここで問題となるのは、'a single utterance'として認定される'utterance unit'と'sequence of free utterances'として認定される'utterances unit'を「比較」という方法で正確に区別できるかということである。すなわち、'recurrent partial'が常に'a single utterance'であるのか、それをさらにまた確認する必要があるということである。そしてそれがどのような性質または構造を有する'unit'であるかが明示されていない。そしてそれが明示されないままに、続いて文の分類へと進んでいくのである。

このようにFriesは、Bloomfieldの上の文の定義を発展させようと試みたわけであるが、それが成功しているとはいえない。しかしこのBloomfieldの規定は現在でも文を一般的に規定する出発点として大きな影響力をもっているように思われる。そこでつぎに、Lyonsの文に関する議論を検討してみよう。

3. Lyonsによる文の規定について

Lyonsは⁽¹⁰⁾のBloomfieldの定義に関して次のように述べている。

- (17) The point of Bloomfield's definition can be stated more concisely as follows: the sentence is the largest unit of grammatical description. A sentence is a grammatical unit between the constituent parts of which distributional limitations and dependencies can be established, but which can itself be put into no distributional class.⁽¹⁵⁾

これは、Bloomfieldの規定を「分布」の観点から規定しなおしたものである。そして、Bloomfieldが自らの定義の例証として示した次のような発話、

- (18) How are you? It's a fine day. Are you going to play tennis this afternoon.
に関して次のように述べている。

- (19) (They) are all distributionally independent of one another; and for that reason they are recognized as three distinct sentences.⁽¹⁶⁾

このように、分布的独立性という特徴から文を規定しようとするわけであるが、Lyonsはこのような特徴に反する発話についてさらに議論を展開する。

- (20) A few examples may now be given of various kinds of utterances or parts of utterances which are traditionally regarded as sentences, although they are not distributionally independent in the sense in which we have been using the term 'distribution'.⁽¹⁷⁾

そして次のような発話を例として上げている。

- (21) He'll be here in a moment.

こうして彼は次のような提案へと達する。

- (22) However, if, as generally the case, the utterances can be segmented into stretches which are distributionally independent of one another in all respects apart from the selection of the 'personal' pronouns, these stretches may be regarded as 'derived' sentences within which nouns have been replaced with pronouns (masculine, feminine, etc., as appropriate) by secondary grammatical rules.⁽¹⁸⁾

さてここで、'apart from the selection of the "personal" pronoun'としているように、この "derived" sentence'はLyonsの上の文の規定と矛盾するものであることは明かである。そこで彼は、次のように議論を展開する。

- (23) As a grammatical unit, the sentence is an abstract entity in terms of which the linguist accounts for the distributional relations holding within utterances. In this sense of the term, utterances never consists of sentences, but of one or more segments of speech (or written text) which can be put into correspondence with the sentences generated by the grammar.¹⁹⁾

このようにLyonsが上のように規定する文とは、'abstract entity'としての文であって、それは実際の発話から抽象した単位ではなく、言語学者が分布上の関係(distributional relation)を説明するためのものであるということになる。これはBloomfeildの上の定義を継承し発展させようという意図からの提案であろうが、実際の発話の中から文という単位を抽出し理論化できなかったことを示すものでもある。このような文の規定のしかたは、これまで検討してきたものと異なるものであるが、発話の中に文を見いだそうという試みについてもLyonsは述べている。次にそれを検討する。

彼は分布的独立性の基準では明確に文を区分できない次のような発話例を上げている。²⁰⁾

- (24) I shouldn't bother if I were you I'd leave it till tomrrow

そして分布的基準ではこの発話は次の2つの区分の可能性があるとしている。

- (25) I shouldn't bother if I were you. / I'd leave it till tomorrow.

- (26) I shouldn't bother./ If I were you, I'd leave it till tomorrow.

そして次のような音韻的基準(phonological criteria)を導入する。

- (27) In deciding between these two possibilities in any particular case we should have recourse to other considerations, principally to the criteria of potential pause and intonation....it makes for a simpler total description of the language if the phonological features in question are allowed to determine the cases, such as the one exemplified above, left undecided by the strictly grammatical criteria.²¹⁾

このように分布的基準によっては実際に想定される発話の中の文を確定することができないために、第2の基準として音韻的基準を導入しようということである。これは確かに発話において文を確定する方法として一見評価できそうであるが、ではなぜそこに'potential pause and intonation'を想定できるのかにつ

いては分布的基準では説明できないのである。すなわち上の発話例において、この基準では2つの'potential pause and intonation'の可能性を指摘することはできても、その可能性の内のどちらかを決定する基準とはなっていないということである。実際の発話では、上の2つの可能性の内のいずれか一方のみが生ずるはずである。

では音韻的基準はこのいずれかを決定できるであろうか。答えは否である。なぜなら、Lyonsが述べているように、これは分布的基準に次ぐ二次的基準であり、'potential pause and intonation'が発話の切れ目を示す形式的特徴となるであろうが、上の例でいえば、依然として発話の切れ目には2つの可能性があるのである。問題は、その可能性の内のどちらか一方を決定する要因は何かということである。

これと関連して、Lyonsが上げている次の発話例を検討してみよう。

(28) I saw him yesterday and I shall be seeing him again tomorrow

この発話についてLyonsは次のようにのべている。

(29) An utterance such as (above) would be segmented by the test of distributional independence into two sentences (the break coming between *yesterday* and *and*). However, the supplementary criteria of potential pause and intonation will distinguish utterances in which two or more consecutive sentences are to be taken as clauses in a single sentence or as independent sentences.²²⁾

この(28)の発話は、(24)のそれとは異なって分布的基準によれば明確に2つに分けられるものである。しかしこの発話は、'what are traditionally referred to as compound sentences made up of co-ordinate clauses'²³⁾とも考えられるものである。そこで'supplementary criteria'として'potential pause and intonation'という音韻的基準が(24)の場合と同様に導入される。

さてこのことは、従来から文と考えられてきたものを分布的基準からは統一的に説明できないことを意味している。また音韻的基準は、文の切れ目を示すことができるのみであって、なぜその切れ目と切れ目の間の発話が文といえるかを説明するものではない。このように、2つの基準を設定することによって従来からの文の分布的・音韻的特徴を示すことはできても、なぜそれが文とい

えるのかという、そのふんといわれるものの一般的内的特性については依然として未解明のままなのである。

4. 文認定の「客観的基準」ということについて

このように、これまで伝統的文法以後の文の定義に関するいくつかの試みについて検討してきたが、いずれの場合も、文をその内容と形式全体にわたって統一的に説明したものとは言いがたい。これまでの流れを大きくふりかえってみると、文の内容面からの定義が、漠然としたものであったり、説明が不十分であったりというように、構造的な踏み込みに欠けていたのにならして、より客観的な文認定の基準が求められ、分布的独立性や音韻の特徴によって文という単位を認定する提案がなされてきた。しかし、これらが文の内的特性を全体として捉えたものでないことは上で検討した通りである。

それではなぜ上のような基準が文という単位を統一的に把握できないのか。それはまさに言語研究の基本的立場に関わっているように思われる。つまり、上で検討したような「客観的基準」は、発話を研究者の立場からの外からの(=「客観的」)観察によって見いだされたものである。しかし発話いうものは、研究者が観察するまえに先ずは発話者の主体的行為として表現されたものである。ところがこのことは、言ってみればしごくあたりまえのことであるがゆえに、研究者の常識以前のこととして現在では片付けられてしまっているように思われる。しかし、発話が発話者の主体的表現であるという「客観的」事実を無視すること、すなわちそのことを自らの研究のなかに論理として組み込まないということは、発話の本性を一面的に捉えたことにしかならないのではないだろうか、そしてこのことが「客観的基準」による文の把握を不完全なものにしているように思われる。

そこで次に、国語学者・時枝誠記の文に関する考察を検討してみたい。その理由は、言語過程説という発話者²⁴⁾の主体的立場を論理として組み入れた独自の言語理論を確立した立場からの彼の研究の中に、文の統一的解明に関する多くの示唆が含まれていると考えるからである。

5. 時枝誠記の文一般論について

時枝の発話者の主体的立場を重視する言語観は彼の次のような単位観にもみることができる。

- (30) 言語に於ける単位といはれるのは、分析の極に到達した原始的単位の意味に於てではなく、それは質的単位の意味に於てでなければならない。質的単位とは、主体的意識に於て認定せられた一の全体概念であり、統一体の概念である。(中略)文についても同様であって、予め認定された統一体としての文の概念があつて始めて一個の文二個の文と判定することが出来るのであつて、問題はかく主体的に認定された単位としての単語或は文の本質が学問的に如何に説明されるかといふことである。²⁵⁾

このように時枝は、発話者の主体的立場から、ひとつの「統一体としての文」という単位を追求しようとする。そしてその「統一体」の構造へと分け入っていくわけであるが、それを先に検討したSweetのように主述的關係で説明しようという試みを彼は批判する。

- (31) こゝに注意すべきことは、come!の如き、火事の如き、所謂一語文といはれてゐるものを、理論的形式に置き換えてまで、これを文と認めようとすることには、これら一語のものを、文と認めざるを得ない要求が既に存在しているという事実である。それは、これら一語のものが、論理的形式に翻訳せられるが故に文として認められるのではなく、実は、文として認めざるを得ない他の理由が存在すると考へるべきであつて、これを主述關係に翻訳するのは、その要求を満足させんが為の便宜的手段に過ぎないことを知らなければならない。²⁶⁾

この「論理的形式に翻訳」することが困難な例は、Sweetの項の 'condensed sentence' で見たとおりである。

こうして時枝は、主体的立場からの「統一体としての文」の構造論を展開するに際して、先ず次のように概括する。

- (31) 文の性質を規定するものとして、大体、次の三つの条件が考へられる。
- (一) 具体的な思想の表現であること。
 - (二) 統一性があること。

(三) 完結性があること。²⁷⁾

そしてそれぞれの条件について以下のように議論を展開していく。²⁸⁾

(一) について時枝は、「具体的な思想の表現とは、客体的なもの、主体的なものとの結合した表現において云うことができるのである。文とは、このような具体的な思想を表現するものである。」として次のような例を上げ、

(32) 犬だ。

「客体的の表現『犬』と同時に、それに対する判断が、『だ』という語によって表現されて、ここに主体、客体の合一した具体的な表現が成立する。これが即ち文と云はれるものである。」としている。これは思想を「主述関係に翻訳する」Sweetのような文規定とは異なって、ありのままの言語表現に即した思想および文の捉え方でてるという点で評価できるものであろう。すなわち、Sweetのように、思想を先に引用したような'a combinatin of a logical predicate with a logical subject'としてしまうと、発話をそれ自体としてではなく、「主述関係」という論理的形式に置き換えてから文として解釈せざるをえなくなる。

それにたいして時枝は、思想を「客体的なもの、主体的なものとの結合」として捉えているが、これは、発話を他の論理的形式に置き換えることなくそれ自体として捉え、その意味内容を一般化したものである。こうして文という単位も、発話そのものに即した意味(=「思想」)を有する「統一体」として措定されるものである。

次に、文を発話自体に即した意味で「具体的な思想の表現」と捉える時枝は、これが「常に主体的表現と客体的表現とを具備するとは限らない」として、次の例を上げ、

(33) まあ!驚いた。

これにたいして、『まあ』は主体的な感情の表現であるが、この表現には、この感情の志向的对象である事件とか、人とかが表現されていない。しかしそれは当然なものかについての驚きの表現として『まあ』と云はれたのであるから、この『まあ』も具体的な思想の表現として文と云って差支えない。」と述べている。論理的に言えば、これは発話の形式と内容(=「思想」)を相対的独立の関係で捉え、内容が形式にそのまま反映するとはかぎらないことを示すも

のであるが、この場合、「客体的なもの、主体的なものとの結合」としての思想が「主体的表現」に媒介的に反映しているということである。ここでもまた時枝は、Sweetのcondensed sentenceのような解釈を持ち出さずに発話自体に即して文をその内容と形式から認定しようとしている。

次に、上の文に成立条件の「(二) 統一性があること。」について見てみよう。この「統一性」について時枝は次のように述べている。

- (34) 文に統一性があるということは、それがまとまった思想の表現であることを意味する。(中略) 文のまとまりは何によって成立するかといふならば、それは話し手の判断、願望、欲求、命令、禁止等の主体的なものの表現によるのである。²⁹⁾

これは、上の「(一) 具体的な思想の表現であること。」からさらに踏み込んで、「主体的表現」の文における重要性を指摘したものである。すなわち、「客体的なもの、主体的なものとの結合」としての思想が「主体的表現」によって統一性を与えられているということである。ただしこの「主体的表現」は、必ずしも「助動詞」や「助詞」などの語によって表現されるわけではないとして、時枝は次のような例を上げ、「用言に伴ふ陳述」としての「零記号」という概念を提出している。

- (35) 裏の小川がさらさら流れる。

- (36) この表現されない、零記号の陳述は、(中略) 次の図形に示すやうな関係でこの表現を統一し、その故にこれが文であると云はれるのである。

裏の小川がさらさら流れる ■

即ち、■記号で示される話し手の陳述が、「裏の小川云々」全体を包む形式において統一しているのである。³⁰⁾

ここでは上の(33)の例とは逆に、「主体的表現」が「客体的表現」を通して媒介的に表現とれていると考えることができよう。

ところで、この「主体的表現」については、時枝の次のことばにも注目すべきであろう。

- (37) つぎの例、

犬!

においては、一単語の表現のやうに見えるが、ここには語として表現されない話手の感情が、抑揚、強調の形式を以て表現されて居り、文字言語として!の記号を以て表現されて居るのである。³¹⁾

このことは、次のような英語の例にもいえることである。

(38) Splendid! /What?

(39) Poor little Ann! /What fun!³²⁾ ここでは、話者の感嘆や疑問、哀切などの感情が、感嘆符や疑問符などの記号によって、または音韻的には抑揚・強調などによって「主体的表現」として示され、それが発話全体に「統一性」を与えているということになる。そしてここにも、上の Lyons の項で検討したように、単に文の切れ目として形式的に音韻面を見るのではなく、その内容面にも注目している点で、文の認定における主体的立場を重視する時枝の姿勢をみることができる。

このように見てくると、ここで時枝のいう「統一性」とは、「客体的なもの、主体的なものとの結合」としての思想が、発話者の主体的立場からどのようにまとめられているか、そのまとめ方を示すものと考えることができる。

つづいて、文の成立条件の「(三) 完結性があること。」であるが、この条件をあげた理由として、時枝は次のように述べている。

(40) 裏の小川はさらさらと流れ

といふ表現において、陳述は零記号の形式では存在はしてゐるのであるが、それが「流れ」といふ動詞の連用形が示すやうに、完結しないものとなり、この表現全体が或る統一を得ながら、更に展開する姿勢を取つてゐる。換言すれば、この表現には完結性が無いことになって文といふことは出来ないのである。この表現が文であると云いはれるためには、表現の最後が、終止形によって切れる形をとることが必要な条件となる。³³⁾

すなわち、思想の「具体性」、「統一性」だけでは文として認定はできず、さらに表現の「完結性」という要素が必要であるということである。

この「完結」ということと「完全」との区別について時枝は言及している。

(41) 完結と完全との根本的創意は何処にあるかといへば、完全とは主観的基準に於てのみいひ得ることであつて、完結とは客観的に規定された事実

である。従って文の完結とは客観的に妥当する事実に基づくのである。³⁴⁾ここで想起すべきは、上の項で取り上げ他Lyonsのabstract entityとしての文である。文をこのように規定すると、そこではその文を基準とする「完全」性が問題となる。したがって、次の(42)のような発話は「分布的」に独立していないから文法的に「不完全」であり、(43)のような文から「派生」文であると解釈される。

(42) John's if he gets here in time

(43) We are going in John's a car, if he gets here in time.³⁵⁾

これにたいして時枝は、発話 (= 「表現」) そのものの中に文を認定しようとする点で、Lyonsの方法とは大きく異なっているのである。このことは、彼の次のことばからも知ることができる。

(44) 完結の意識は、文の不可欠の要素と考えられる主語述語補語等の有無とも関係がない。

「鬼になる人ないか。」「僕がならう。」

右の「僕がならう」といふ表現には、「鬼に」という補語を必要とするのであろうが、それはこの文の完全不完全に関することであって、完結には関係がない。この場合補語が無くともこの文は完結し、且つ表現に充足性があるから、話手に於ても、聴手に於ても、完全であるといへるのである。³⁶⁾

このように時枝のあげる文の成立条件の「(三) 完結性があること。」によれば、(42)のような発話も文と認定されるのであるが、この場合の「完結性」の形式的基準は、Lyonsの項で取り上げた'potential pause and intonation'ということになろう。しかしこれは、たんなる文認定の形式的基準(条件)ではなく、うえの「完結の意識」ということばに見られるように、これがこれまで検討してきた「(一) 具体的な思想の表現であること。」「(二) 統一性があること。」という内容的基準(条件)とあわせて提案されているということである。すなわち「完結性」とは、「完結とは客観的に規定された事実」と時枝が述べているように、発話の形式的側面を取り上げていると同時に発話者の「完結の意識」という内容的側面をも捉えたものといえよう。

さてこれまで時枝の文一般論について、文成立の三条件に沿って見てきたが、この特徴を次のようにまとめることができよう。

(1)発話者の主体的立場を重視して、発話 (=「表現」) それ自体の中に文という「統一体」としての単位を認定しようとしたこと。

(2)文の内容の検討において、主述的關係に置き換えて説明しようとするのではなく発話そのものから「統一体」の構造を抜きだそうとしたこと。

(3)「統一体」の「統一性」が「主体的表現」によって示されることを指摘したこと。

(4)「統一体」の内容的基準(条件)とあわせて、形式的基準(条件)が(内容的な含みをもたせつつ)「完結性」として示されていること。

以上の諸点を中心に、時枝の文一般論の問題点について次に検討してみたい。

6. 時枝の文一般論の問題点について

これまで検討してきたように、時枝は発話者の主体的立場を重視して、そこから「主体的表現」と「客体的表現」の「統一体」として文を捉え、それが成立するための3条件を提案した。とくに第一、第二の条件、すなわち「(一)具体的な思想の表現であること。」「(二)統一性があること。」は、文の意味内容を他の論理的形式に置き換えることなく、発話そのものから抜きだそうとした点で、より発話の意味構造に即した文の把握のしかたであるといえよう。しかし、このように文の一般的意味構造により踏み込むことができた時枝は、はたして真の意味での文一般論を提示することができたであろうか。答えは否である。以下そこに焦点をあてて論じていきたい。

先ずここでいう真の「一般論」とは何かということである。ここでは、それをおよそ次ぎのように規定したい。すなわちそれは、対象とする事物のすべてをつらぬき他の事物とは区別される性質を統一的に把握した論理または理論、ということである。これを文一般論に即していえばそれは文全体をつらぬく性質であると同時に、文ではないものとは区別される性質を統一的に把握したものでなければならないということである。

さてこのような一般論の規定からすると、時枝の文一般論では次のような問

題が生じる。先ずそれは、文一般論を提示する際して、彼が三つの条件を上げていることである。すなわち、一般論であるならば、なぜひとつに統一して提示できないのかということである。もちろん文を一般的にせよ具体的に検討していけば、様々な条件を示す必要も出てこようが、先ずは最初に、あるいは諸条件の検討の後にでも、文についてのひとつの統一的な一般論が示されて然るべきである。ところが時枝の場合は、後にも先にも文の成立3条件が検討されているのみで、これらを統一してまとめた文一般論の提示はどこにも見られない。そして、なぜ時枝はこのような統一的な文一般論を示さなかったか、あるいは示し得なかったのか理由は、この三条件の中に論理的に含まれているのである。

前項で要約したように、時枝は文の成立条件として第一、第二の内容的条件に加えて、第三の形式的条件を提示している。もちろん文も言語の一単位として形式と内容の統一において把握されねばならず、その意味で形式的条件を示すこと自体には問題はない。というよりは、むしろ文の一般的全体像の提示に際して欠くべからざるものである。問題は、時枝の場合、なぜ内容的条件と補完的に形式的条件を上げなければならなかったかということである。

もちろん前項で検討したように、第三の条件の「完結性」は、単に発話の形式面を取り上げたものではない。しかし時枝のようにただ「完結の意識」と述べるのみで、仮にこれを内容面をも取り上げたものだと思えとしても、それはこの「意識」の構造に少しも踏み込んだものではなくこれだけではこの条件は、第一義的には形式的条件と見なければならぬであろう。事実時枝は、「文の完結が、話者の主体的活動の表現と同様に、語の形式の上に明示されてある」³⁷⁾とか、「文の成立に語形式の完結実完結が重要である」³⁸⁾と述べているように、「完結性」の形式面に重点をおいていることが窺える。

このように、第一・第二の条件だけでは文の全体像を把握することができないために、それを補完するものとして第三の条件を導入したわけであるが、これを形式面での条件と見た場合、これでは文全体を内容面で統一的に捉えたとはいえない、すなわち、真の文一般論とはいえないのである。

さらにまた、この「完結の意識」が文の内容面を取り上げたものだとしても、

これが「統一体」としての文と構造的にどのようにつながっているのかが明かではない。これは上で述べたように、この「意識」の構造に踏み込んでいないことに由来するものであるが、そのことが、時枝の文の成立三条件をさらに発展させて、真の文一般論に仕上げることを妨げているように思われる。それでは時枝の文一般論はどのように発展させるべきであるのか、ということから次項において筆者の文一般論を提示したい。

7. 文の一般的認識構造について

まず文を発話の中の一単位として認定しようとする場合、それは時枝が(30)で述べているように、意味的単位としては「主体的意識に於いて認定せられた一の全体概念であり、統一体の概念」として「質的単位」でなければならない。すなわち、この「主体的意識」とは発話者の認識を示すものであるが、発話は発話者の認識と対応しており、それが発話の意味を構成する実体であるがゆえに、発話の中に見いだそうとする文という単位は、発話者の認識に対応したひとつの意味的統一体でなければならないということだ。

そしてこの意味的統一体は、発話の音韻的・書記的・統語的形式的と対応するものであるが、発話にいたる過程の構造から明らかのように、先ず発話者の認識面での統一性があり、それかせこれらの様々形式に対応しているのである。つまり文の統一性とは、先ず意味的側面において把握されねばならず、上の諸形式はその意味的統一性を前提としてそれに関わってくるのである。いいかえると、これらの形式は、その前提となる意味的統一性によって自らの存在意義を与えられているということである。例えばLyonsの項において、次のような発話を取り上げた。

(24) I shouldn't bother if I were you I'd leave it till tomorrow

ここでは文を確定する方法としての「音韻的基準」を取り上げて、筆者は「この基準では2つの'potential pause and intonation'の可能性を指摘することはできても、その可能性の内のどちらかを決定する基準とはなっていない」と指摘した。そしてこれを決定するものが、発話者の意味的統一性の認識ということであるが、次の問題はこの統一性または統一体の構造や如何ということである。

前々項で時枝は、文という「統一体」を「客体的な物と、主体的な物との結合」としての思想が、より構造に立ち入れば、「主体的表現」によって「統一性」を与えられたものと捉えていた。これを上の(35)の発話に即してみれば、

裏の小川がさらさら流れる。

(36) の引用のように、この発話の認識構造は、

裏の小川がさらさら流れる ■

となって、「■記号で示される話し手の陳述が、『裏の小川云々』全体を包む形式において統一している」ということになる。

次にこの枠で囲まれた「裏の小川がさらさら流れる」の部分にさらに分け入ってみると、ここでは様々概念がいわゆる（単）語という形式で表現されていることがわかる。そして諸概念は、ばらばらにただ並んでいるのではなく、お互いに結びついてひとつの全体を構成していることも理解できよう。したがって、これを「（諸）概念の構成体」と規定することができよう。なぜここで「（諸）概念」と（ ）付きで表現するかといえば、(37)の「犬!」という発話のように、一概念の構成体もあるからである。

そしてこの構成体にたいする発話者の統一的認識が、上の場合■記号で示されている。もちろんこの統一的認識が、次の例の下線部のように語の形式で表現されることもある。

(45) 母が明日来るらしい。

(46) He may never succeed.

(45) の場合は、「母が明日来る」という（構成的）認識にたいして、この認識全体を推量として統一的に認識し、(46) の場合は、he succeedという（構成的）認識にたいして、それ全体を統一的に否定的な推量として認識しているということである。このように見てくると、文という「統一体」は、（諸）概念の構成体とそれ全体にたいする発話者の統一的認識によって構成された「統一的構成体」と一応規定することができよう。

そこで次に問題となるのは、このように規定された統一的構成体がすべて文といえるかということである。(40)のように、「裏の小川はさらさら流れ」とい

う発話のばあいは、時枝の図式に倣えば、次のような統一的構成体を形成していると考えることができよう。

(47) 裏の小川はさらさら流れ ■

すなわち、枠で囲まれた諸概念の構成体全体を「陳述」（この場合は肯定的判断）というかたちで、発話者が統一的に認識しているということである。しかしこれを文と認定することはできないことには、異論はないであろう。問題はなぜそう認定できないかということであるが、これにたいして時枝は、発話の「完結性」という条件を加えた。そしてこの条件の問題点に関しては、前項で述べた通りであるが、ここで(44)の引用の中の「完結の意識」についてさらに検討してみよう。

(47)のように図式化される発話について、時枝は(40)で「この表現全体が或る統一を得ながら、更に展開する姿勢を取ってゐる」と述べているが、そこでこの発話を次のように延長してみよう。

(48) 裏の小川はさらさら流れ庭の木々の葉がさらさら輝く

このようにすると、この発話が「完結性」を得て文として認定されるということになる。ここで前半部分の認識構造は(47)のようになるが、これに倣って後半部分のそれを図示すると、次のようになろう。

(49) 庭の木々の葉がさらさら輝く ■

したがってここでは(47)と同様に、枠で囲まれた諸概念の構成体全体にたいしてそれを「陳述」（この場合も肯定的判断）として発話者が統一的に認識していると考えることができよう。

それでは の発話は、認識構造としては(47)+(49)というようにただ機械的につながっているだけであろう。そうではなく、時枝は(47)の発話について「更に展開する姿勢を取っている」と述べているが、逆に(49)も(47)を前提として展開されているということであり、したがって(48)は(47)と(49)がさらに統合された認識構造をもっていると考えられる。これを図示するとおよそ次のようになろう。

- (50) 裏の小川はさらさら流れ ■ 庭の木々の葉がきらきら輝く ■ ■

ここで右端の■、は、大きな枠の中の統一構成体全体をさらに統合した認識を示すものである。そしてこの認識は、この発話が現象的には「更に展開する姿勢を取って」はいない、すなわち認識構造的には「締めくくり的な統合的認識」という意味で、「総括的認識」と規定することができよう。

このように見てくると、(44)で時枝が述べている「完結の意識」とは、この「総括的認識」を現象的に把握したものであることが理解できよう。すなわち、「総括的認識」があるからこそ「完結」感をもつのである。そしてこうした現象的な捉え方では、前項で述べたように、文全体を内容面で統一的に把握しているとはいえず、この「総括的認識」という構造的な捉え方によってこそ、それが可能となるであろう。そこでこれまでの検討をふまえて、文の一般的認識構造について、仮説として一応次のように規定しておきたい。

- (51) 文とは、発話者の総括的認識によって統合された統一構成体である。

そしてこの文規定は、これまで文の形式的特徴とされてきたものと対応するものである。例えば、Lyonsの項で取り上げた'potential pause and intonation'という音韻的特徴は、この総括的認識を示す形式と考えることができよう。そして(28)のような発話('I saw him yesterday and I shall be seeing him again tomorrow')で、その'pause and intonation'の位置を決定するのはこの認識である。すなわち、言語においては内容が形式を規定するのであろう。また句読法によって規定されている終止符・疑問符なども同様なことがいえるが、これらの詳しい検討については別稿にゆずる。

8. むすび

以上、これまで様々文規定に関わる問題点を指摘し、それらを踏まえて国語学者・時枝誠記の文一般論の検討に入り、それを発展させる形で筆者の仮説的文一般論を提示した。ここで「仮説的」とは構造論の展開が示されていないからであり、これは今後その仮説の検証作業としても、取り組んでいかねばならない課題である。そしてここでの検討でも示唆されているように、発話者の認識内容と発話の形式との対応関係を論理として組み入れた文法理論の可能性を

探っていきたいと考えている次第である。

(註)

- 1) Sweet(1891). p155.
- 2) Ibid., p.19
- 3) Fries(1952), pp.18-19.
- 4) Ibid., p.19.
- 5) Sweet(1891), pp.157-158.
- 6) Ibid., p.157.
- 7) Jespersen(1965), p.307. (初版は1924年)
- 8) Ibid., p.306.
- 9) Lyons(1968), p.135.
- 10) Leonard Bloomfield, *Language*, より。なおこれは、Fries(1952), p.21からの再引用によるものである。
- 11) Fries(1952), p.25.
- 12) Ibid., p.23.
- 13) Ibid., p.25.
- 14) Ibid., p.39.
- 15) Lyons(1968), pp.172-173.
- 16) Ibid., p.173.
- 17) Ibid., p.173.
- 18) Ibid., p.173.
- 19) Ibid., p.176.
- 20) Ibid., p.179-180.
- 21) Ibid., p.180.
- 22) Ibid., p.180.
- 23) Ibid., p.180.
- 24) 時枝自身は「発話」・「発話者」という術語は使用せず、「表現」・「話し手」などと記述しているが、ここでは現実に想定される「表現」、すなわち

言語学的分析がなされる前の生の資料という、時枝が考えていたであろう意味で、以後「発話」・「発話者」という言い方を用いることとする。

- 25) 時枝(1941), pp.219-220.
- 26) Ibid., p.330.
- 27) 時枝(1950), p.231.
- 28) Ibid., pp.231-234. ((34)の前まで引用箇所をまとめて示す。)
- 29) Ibid., p.234.
- 30) Ibid., p.236.
- 31) Ibid., p.233.
- 32) (38)、(39)いずれも Jespersen(1924), p.306より。
- 33) 時枝(1950), pp.238-239.
- 34) 時枝(1941), p.358.
- 35) (42)、(43)いずれも Lyons(1968), p.175より。
- 36) 時枝(1941), p.359.
- 37) Ibid., p.357.
- 38) Ibid., p.363.

(平成8年6月7日 受理)

References

- Fries, C.C. (1952), *The Structure of English: An Introduction to the Construction of English Sentences*, Longman, London.
- Jespersen, Otto(1965), *The Philosophy of Grammar*, Norton, New York.
- Lyons, John(1968), *Introduction to Theoretical Linguistics*, Cambridge Univ. Press, London.
- Sweet, Henry(1891), *New English Grammar: Logical and Historical*. Oxford Univ. Press, London.
- 時枝誠記 (1941)、『国語学原論』、
岩波書店。時枝誠記 (1950)、『日本文法・口語篇』、岩波書店